

(別表1)

事業継続力強化支援計画

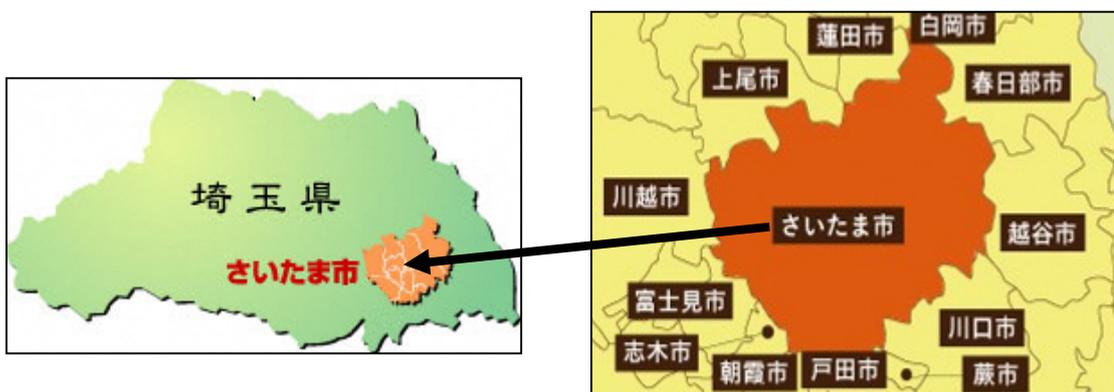
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① さいたま市の概要

埼玉県の南東部に位置し、県庁所在地であるさいたま市は、平成13(2001)年5月に、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての人口100万都市として誕生するとともに、平成15(2003)年4月には全国で13番目の政令指定都市へ移行、平成17(2005)年4月には岩槻市との合併を果たし、人口130万人を超える首都圏有数の大都市として順調に発展を遂げている。



埼玉県の南東部、東京都心から20~40kmに位置する内陸都市であり、市域は東西、南北とも約20kmの広がりを持ち、市内10区により構成された面積は約217km²に及ぶ。

	市全体	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
面積 (km ²)	217.43	29.12	16.86	12.8	30.69	8.39	18.64	11.51	13.82	26.44	49.17

【出典：市の概要（さいたま市ホームページ）】

東京都心部とは密度の高い鉄道網と道路網で結ばれており、都心への移動利便性が高く、東京の後背地として東京都心部の都市機能の影響を多く受けてきた。

さいたま市は政令指定都市であり、かつ県庁所在地、業務核都市でもあり、新幹線6路線などが集まる交通の要衝という特性を有する。

また、さいたま新都心は、首都圏の行政拠点であるとともに国の広域的な防災拠点に位置づけられているほか、さいたま新都心付近を国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の進出拠点に位置付けることとされた。

さいたま市は、関東ローム層の洪積台地と河川に沿って広がる低地からなる内陸都市である。標高は3~20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形であり、災害時の大規模な土砂災害の危険性は低いと考えられている。



【出典】：さいたま市都市計画マスタープラン

この地形を構成する地質は、台地部は関東ローム層から構成されているのに対し、低地は、主に粘土層あるいは泥炭層（腐植土層）などの固結度の極めて低い軟弱地盤からなる。また、台地を刻む開析谷の低地では、軟弱地盤の上に、厚く埋土された人工改変地となっており原地形が分かりにくくなっている。

さいたま市には6,128本の河川が存在し、1,647.5kmの長さとなっている。その中には、一級河川として「荒川」をはじめ、古隅田川、新方川、元荒川、綾瀬川、深作川（見沼区丸ヶ崎橋より下流）、伝右川、びん沼川、鴨川、鴻沼川（大宮区陣屋橋より下流）、笹目川、芝川、藤右衛門川などがある。

河川の種類	本数	延長(キロメートル)	河川管理者	河川名
一級河川 (直轄)	1	10.4	国土交通省	荒川
一級河川 (指定)	12	79.5	埼玉県	古隅田川 新方川 元荒川 綾瀬川 深作川(見沼区丸ヶ崎橋より下流) 伝右川 びん沼川 鴨川 鴻沼川(大宮区陣屋橋より下流) 笹目川 芝川 藤右衛門川
準用河川	15	33.6	さいたま市	(北部) 中之堀川 深作川(見沼区丸ヶ崎橋より上流) 末田落とし 第二末田落とし 滝沼川 浅間川 新川 鴻沼川(大宮区陣屋橋より上流) 上院川 黒谷川 加田屋川(見沼区中野橋より上流)
				(南部) 白神川 油面川 文蔵川 皇山川 加田屋川(見沼区中野橋より下流)
普通河川	6,100	1,524	さいたま市	(北部) 中釘川 指扇辻川 宝来川 西堀川 宮前川 土屋川 御手洗川 内田川 島川 三橋排水路 他
				(南部) 作田排水路 道の下排水路 別所排水路 田島排水路 北宿排水路 北谷ツ排水路 八幡下排水路 玉谷堀排水路 氷川排水路 櫃沼排水路 山崎排水路 後谷ツ排水路 他
合計	6,128	1,647.50		

【出典：さいたま市を流れる河川一覧表（さいたま市ホームページ）】

② さいたま市における近年の災害発生状況

東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、戦後最大の超広域かつ複合型の地震災害となり、東北地方と関東地方の広範囲に甚大な被害をもたらした。

さいたま市においても、交通機関の麻痺により主要駅周辺で多数の帰宅困難者が発生したほか、見沼区を中心として8,000件以上の停電、全壊2棟・半壊43棟に及ぶ家屋被害、死者1名、負傷者15名の人的被害、建築物や道路構造物等の被害が発生した。

関東・東北豪雨

平成 27 年 9 月、台風第 18 号が東海から北陸地方を縦断し日本海に抜け、北東に進む温帯低気圧となるころ、関東地方上空には南から暖かく湿った空気が大量に流れ込んだ。さらにそこへ日本の東側、太平洋上にある台風第 17 号から吹き込む湿った空気が関東地方上空で衝突した結果、行き場を失った大気が上昇して積乱雲が次々に発生し、広範囲に大雨をもたらす「線状降水帯」になった。この影響で、関東地方や東北地方の 16 地点で、最大 24 時間降水量が観測史上初の値を更新し、さいたま市においても、270 mm以上の雨量を記録した。

この大雨により、さいたま市においても「土砂災害警戒情報」が発表されたことから、避難勧告を発令している。

令和元年台風第 19 号

令和元年 10 月 6 日 3 時にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第 19 号は、12 日に日本に上陸し、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となった。さいたま市においても甚大な被害が発生し、入間川・鴨川・鴻沼川・荒川付近に対し避難勧告・避難指示を発表するとともに、199 か所の避難所を開設することとなった。

【出典：さいたま市国土強靱化地域計画 令和 3 年 7 月】

③ さいたま市における災害時の対応課題

1. 地震

東日本大震災においては、地震の直後に被害想定を超えた大津波が発生し、沿岸部の市町村が多大な被害を受け、揺れによる被害よりも津波による被害が甚大であった。地震の規模が今まで考えられていたものより、はるかに大きかったことにも起因し、津波防潮堤等の規模をはるかに超えた津波が到来した。

これらの事から、内閣府等では、東海地震等の地震規模を修正して、揺れや津波の発生解析及び被害想定の見直しを行っているところであり、津波被害等の警戒地域の指定も大きく変わる可能性がある。

さいたま市においては、沿岸部の市町村のように津波による大きな災害は予想されないものの、解析結果によっては、相当の被害発生が予想される可能性もあり、そのような場合には、津波等に備えて、被害の軽減を図ることを検討する必要がある。特に津波による人的被害については、津波発生を検知してから津波襲来までに時間的余裕があるため、避難等の防災行動をとることにより、人的被害等を軽減することが可能であり、津波等による人的被害ゼロを目指して、警報・避難システム等の防災体制の検討が必要である。

また、揺れや津波により多くの家屋が浸水・倒壊・流出したような時、罹災証明書の発行や災害がれきの処理に多大の時間と人手が必要となり、これらに対する相互協力など、的確な対処を行えるように検討しておく必要がある。

また、遠距離地域で発生した大規模な地震による長周期地震動の影響や、逆に直下地震に対する対処も求められている。

なお、平成 28 年熊本地震では、震度 7 の揺れが 2 回発生するなど想定外の揺れを記録した。この地震では、耐震化の推進、避難所での健康管理、被災者支援、支援物資の物流管理、受援及び応援体制の充実等が課題とされている。

【出典：さいたま市地域防災計画 共通編 令和 3 年 7 月】

2. 風水害

さいたま市内を流れる川は、東から新方川・古隅田川・元荒川・綾瀬川・深作川・伝右川・芝川・藤右衛門川・笹目川・鴻沼川・鴨川・荒川・びん沼川等、さらに市管理の準用河川及び普通河川がある。荒川などの大河川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設され、昭和 22 年カスリーン台風以降河川の氾濫は起こっていないが、水防法の規定により国土交

通省が指定・公表している、荒川流域における想定最大規模降雨（72 時間総雨量 632 mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、荒川流域の低地部では、浸水深が 10～20mに達すると予想されている。

また、綾瀬川については、県の作成による中川流域の想定最大規模降雨（48 時間の総雨量 596mm）によると、市内の綾瀬川流域では、浸水深が 0.0～10.0m 未満と予想されている。

【出典：さいたま市地域防災計画 共通編 令和 3 年 7 月】

さいたま市においては、現在、河川の種類に応じて以下のとおり 5 種類洪水ハザードマップを作成している。

ハザードマップ名	作成年	河川管理者	対象区
荒川・入間川	令和 2 年 3 月	国	全区
利根川・江戸川	令和 2 年 3 月	国	見沼区、緑区、岩槻区
芝川・笹目川など	令和 3 年 3 月	埼玉県	北区、大宮区、見沼区、浦和区、南区、緑区
鴨川・鴻沼川・新河岸川など	令和 3 年 3 月	埼玉県	西区、北区、大宮区、中央区、桜区、南区
綾瀬川・元荒川・新方川など	令和 3 年 3 月	埼玉県	見沼区、緑区、岩槻区

【出典：さいたま市洪水ハザードマップについて（市HP）】

3. 感染症

感染症の出現を正確に予知することは困難であり、その出現を阻止することは不可能である。また今は、地球規模でヒト・モノが広域に、また、短時間のうちに動いている時代であり、世界中のどこかで感染症が出現すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、感染症については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、感染症対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにし、治療の必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策等を行い、本人のり患、家族の看護等による出勤困難等の欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【出典：さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画 平成 26 年 12 月】

<新型コロナウイルス感染症の発生状況>

さいたま市における新型コロナウイルス感染症の発生状況は、令和 4 年 1 月 24 日現在、合計 28,176 人の市民（市内居住者）が新型コロナウイルス感染症に感染しており、その内、退院・療養終了等を除き、143 人が入院中、265 人が宿泊療養、3,839 人が自宅療養となっている。

特に令和4年に入り、オミクロン株の流行により、新規感染者数はこれまでにない速さで急速に増加しており、療養者数・重傷者数も増加している。

埼玉県では令和4年1月21日より「まん延防止等重点措置」が適用され、さいたま市においても、保健所体制の強化が決定された。

新型コロナウイルス感染者（市内居住者）の状況

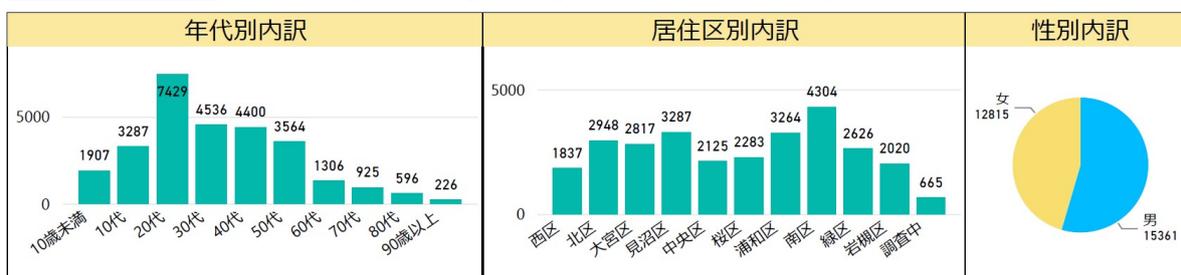
2022年1月24日 現在

※「新型コロナウイルス感染者（市内居住者）の状況」は、市内居住者（市外の検査で陽性が判明した方を含み、市内の検査で陽性が判明した市外居住者を含まない）の内訳を掲載しています。

※「自宅療養」には入院調整中の方を含みます。

※急激な感染拡大に伴い、集計作業に遅れが生じております。つきましては各内訳の数値は速報値となります。

	市民合計	入院中			宿泊療養	自宅療養	退院・療養終了	死亡
		入院合計	重症	軽症・中等症				
2022年1月24日現在	28,176	143	0	143	265	3839	23,767	162
前日増減	665	3	0	3	28	152	482	0



【出典：新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（さいたま市ホームページ）】

(2) 商工業者の状況

管内の商工業者数並びに小規模事業者数については下記の通り推移している。

	令和2年	平成26年	増減
商工業者数	37,064	36,530	1.5%
小規模事業者数	25,198	25,661	△1.8%
小規模事業者割合	68.0%	70.2%	△2.2ポイント

【埼玉県経営改善普及事業等の実施にあたり、埼玉県より示された事業者数】

約5年間の推移としては、商工業者数は増加しているものの、小規模事業者数については割合も含めて減少傾向にある。

(3) これまでの取り組み

1) さいたま市の取り組み

【計画策定】

- ・さいたま市地域防災計画 策定（平成13年5月、令和3年7月改定）
- ・さいたま市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定（平成26年12月）
- ・さいたま市国土強靱化地域計画 策定（平成30年4月）
- ・さいたま市事業継続計画【地震災害編】策定（平成25年3月、平成31年3月改定）

【外部との連携】※災害時協力に関する主な協定（締結先）

- ・災害時相互応援に関する協定
（九都県市、福島市、新潟市 外）
- ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
（生活協同組合さいたまコープ、さいたま農業協同組合 外）
- ・災害時における燃料等の調達に関する協定
（埼玉県石油商業組合、埼玉県エルピーガス協会 外）
- ・災害時における井戸水の供給に関する協定
（大瀧酒造、小山酒造本家、大正製薬、高田製薬）
- ・災害時における飲料水等の提供に関する協定
（三国コカ・コーラボトリング、コスモフーズ、伊藤園）
- ・災害時の避難場所相互利用に関する協定
（埼玉県、川越市、越谷市、埼玉大学 外）
- ・災害時における建設資材調達に関する協定
（さいたま市建設業協会 外）
- ・災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
（東京電力パワーグリッド）
- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定
（埼玉県宅地建物取引業協会 外）

【防災訓練の実施】

- ・さいたま市総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）

【その他の取り組み】

- ・「防災情報一斉送信システム」の運用開始（平成25年10月1日）
- ・地域における防災力向上に努めてもらい、すべての市民が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする「さいたま市防災アドバイザー事業」の実施。
- ・さいたま市防災ガイドブックの作成
- ・「さいたま市防災行政無線メール」「災害時防災情報電話サービス」の配信
- ・防災備蓄品の整備（各避難所の防災倉庫及び市内12箇所の拠点備蓄倉庫に保管）
- ・「さいたま市緊急事態等対処計画」に基づく、さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部、さいたま市新型インフルエンザ等対策本部の設置

2) さいたま商工会議所の取り組み

① 災害に対する取組

- ・さいたま商工会議所の災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルの策定
（平成25年4月）
- ・域内事業者に対してのBCP策定に向けた啓発活動及びセミナー等の開催
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知及び加入促進
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知
- ・防災備品備蓄（ヘルメット、懐中電灯、非常食、マスク等）

② 感染症に対する取組

- ・域内事業者に対する感染症対策の周知及び情報提供
「新型コロナウイルスへの備え～中小企業・小規模事業者が第二波、第三波に備えること～」と題した、新型コロナウイルス感染症への共通対策・業種別対策等をコンパクトにまとめた冊子を作成・配布（令和2年10月作成、11月配布）
- ・緊急アンケート調査の実施等による域内事業者への影響調査及び実態把握。

- ・域内事業者の資金繰りや販促支援、各種補助金等の支援施策の活用に向けた経営相談窓口の設置及び専門家による個別相談会の開催。
- ・感染症の拡大防止に係る飛沫防止パーテーション（アクリルボード）の設置やアルコール消毒の徹底、体温測定器並びに温度検知カメラの導入。

II 課題

- (1) さいたま商工会議所 災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルの見直し
 現状の災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルは、平成 25 年に策定以来、更新されていない現状にある。今後、新型コロナウイルス感染症等の対応とその経験をふまえ、「さいたま商工会議所 事業継続計画（BCP）」の策定（内容更新）が必要と認識している。

「さいたま商工会議所 事業継続計画（BCP）」の概要

- I. BCP の基本方針
- II. BCP の全体図（対応の流れ）
- III. BCP の発動基準と発災時の対応
- IV. 緊急対策本部の編成と重点対応策
 1. 復旧活動チーム【職員等の安否確認、会館・重要データ等の修復保全】
 2. 被害状況調査チーム【正副会頭、議員役員、会員・館内事業所の被害状況の調査】
 3. 緊急相談対応チーム【会員事業所からの相談対応、緊急支援制度等の情報収集】
 4. 緊急対策本部の設置基準と構成メンバー

本事業継続計画は、自然災害（地震、台風、水害等）及び感染症等を中心として記載することとしている。

- (2) 事業継続計画（BCP）に対する小規模事業者への更なる啓発
 さいたま商工会議所では、事業所による事業継続計画（BCP）の重要性の周知や策定支援に関するセミナーを開催してきたが、意識や関心の高まり、機運の醸成に繋がれておらず策定に取り組む事業者も増加していない。
- (3) 事業継続計画（BCP）に関連した人材不足
 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材が十分にいないこととあわせて、地区内小規模事業者に対し保険・共済等の助言を行える経営指導員等職員が不足している。
- (4) さいたま市・さいたま商工会議所との連絡ルートの明確化
 さいたま市が策定した「さいたま市地域防災計画（令和 3 年 7 月改定）」において、さいたま商工会議所の役割が下記の通り明記されており、組織間での詳細な情報共有体制を明確化する必要がある。

商工会議所の役割

商工会議所は、会員事業所並びに地域内の商店街に対し、防災知識の普及、指定緊急避難場所・指定避難所の位置、防災施設・設備の維持管理等の周知・啓発活動に努める。

Ⅲ. 目標

- (1) 域内の小規模事業者等への「事業継続力強化計画（認定対象）」を含む事業継続計画（BCP）」（＝以下、事業継続計画（BCP）という）の周知と策定支援

地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性、「事業継続計画（BCP）」の重要性を周知するとともに策定の取組を促進する。

また、自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入促進を行うとともに、公的支援制度の活用に係る情報提供等支援体制を強化する。

- (2) 災害等に対する組織体制の強化

災害発生後、域内小規模事業者が一日でも早く事業を再開し、地域経済を回復するためには、商工会議所をはじめ行政や支援機関が一刻も早く事業を再開することが重要であることから、災害・感染症等発生時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな事業再開・復興支援策が行えるよう、さいたま商工会議所の事業継続計画を随時見直すとともに、行政・関係機関と連携した組織的な体制強化、防災・減災対策の強化を図る。

また、新型コロナウイルス感染症にあったように、感染拡大期には、特に専門的な知見を有する保健所等の機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や対応に努め、その対策を講じることとする。

併せて、所内では事業者に対する適切な助言や支援が行えるよう、法定経営指導員が中心となって支援能力の向上に努めることとする。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスクの周知・情報提供

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に有効な知識を有する専門家等を招き、小規模事業者に対する防災減災セミナーや事業継続計画（BCP）策定支援セミナーによる普及啓発、行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・巡回経営指導時に感染症のリスク及びその影響を軽減するための取組や活用できる施策（各種補助金、助成金など）について説明する。
- ・令和2年度、3年度に活用している冊子（新型コロナウイルスへの備え-中小企業・小規模事業者が第二波、第三波に備えること-）を活用し、共通対策並びに業種別対策について周知を行うとともに、今後の感染症防止対策に繋がる支援を行う。
- ・事業者へはマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。



2) さいたま商工会議所の事業継続計画（BCP）の策定（内容更新）

- ・事業継続計画については、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等様々な経験を踏まえて、令和4年3月末日までに既存の「さいたま商工会議所 災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアル」を更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携を図り、域内事業者の事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催、関係団体への周知により普及啓発を図るとともに、生命保険や損害保険、傷害保険などの紹介を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）への取組状況について実態把握に努める。
- ・災害発生時や発生後のリスクを勘案し、防災減災の予防対策やビジネス総合保険への加入促進に努める。
- ・事業継続計画（BCP）策定支援セミナー・勉強会等の開催や参加誘導はもとより、BCP策定時をはじめ、事業存続・継続に係る新たな取組やリスク低減等には専門知識を有する外部専門家を活用した支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・直下型地震等の災害が発生した場合を想定した避難訓練の実施及び被災者に対する支援に必要な知識・手法の習得。
- ・災害が発生したと仮定した、さいたま市との連絡ルートの確認。
- ・感染症の拡大や災害時に一部事務所が使用できない場合に備えた、2本部、4支所間の業務体制（一部業務の移管）の整備、テレワーク、時差出勤等のシミュレーションの実施。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害、感染症等による発災時には、人命救助が第一優先となる。それを踏まえた上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後の翌日から3日以内に職員の安否確認・状況報告を行う。
- ・通信環境の状況に応じて、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）をさいたま商工会議所とさいたま市で共有する
- ・感染症の蔓延により、国の感染症対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置や緊急事態宣言」が発令された際には、さいたま市の危機対策本部の取組に基づき、さいたま商工会議所による迅速な感染症対策を行うこととする。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策について、さいたま商工会議所の意思決定機関において方針を決定したのち、さいたま市との間で共有する。
- ・職員自身の命を第一優先とし、命の危険を感じる際には無理な出勤はせず、安全確保を行い、警報等解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、さいたま商工会議所とさいたま市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

【被害レベルと被害内容の目安】

被害レベル	想定被害内容
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がある	・地区内5%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報を共有する間隔】

発生後 ～ 1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間 ～ 2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間 ～ 1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

3) 感染症に係る応急対策

- ・感染症拡大傾向時においては、時差出勤を行うなど感染リスクの低減に努める。
- ・体調不良を訴えた職員、また職員の同居親族内の感染が確認された場合においても、PCR 検査の実施や自宅待機等により、二次感染の危険性がなくなるまで出勤を控えさせるなど、安全確認・感染拡大防止対策を徹底する。

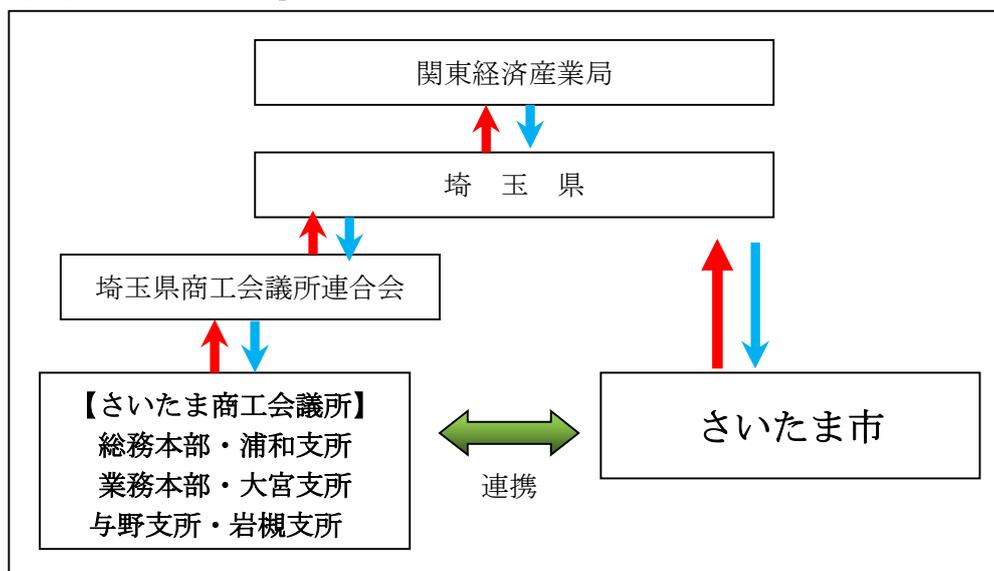
4) 感染症に係る方針決定

- ・事務所で感染者が発生した際には、速やかに事務所の消毒を行うとともに、感染状況等に応じて業務の停止、または他本部・他支所への業務の一時移管、復旧等さいたま商工会議所の意思決定機関において方針を決定したのち、さいたま市との間で共有する。

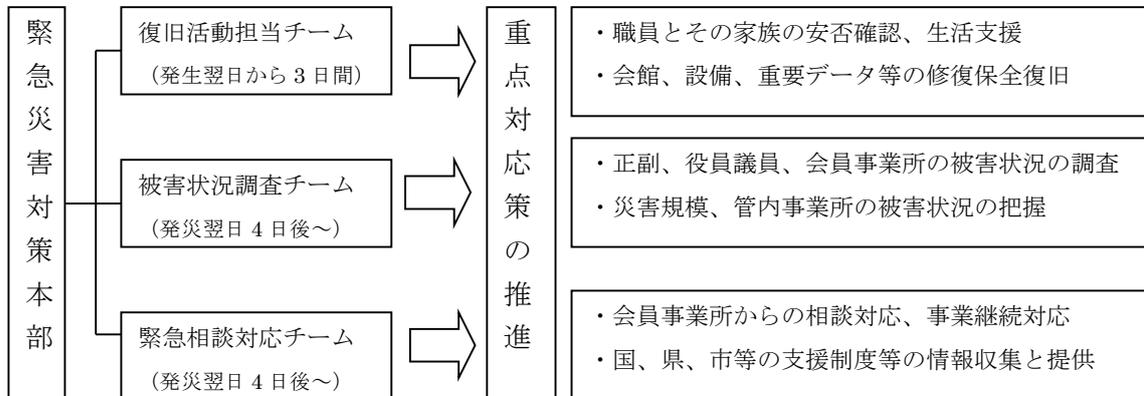
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、域内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決定する。
- ・さいたま商工会議所とさいたま市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・さいたま商工会議所とさいたま市が共有した情報は、埼玉県が指定する方法で報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、さいたま商工会議所とさいたま市が共有した情報は、埼玉県の指定する方法で報告する。

【指揮命令・連絡体制図】



【指揮機能と重点対応策】



【主な被害状況に関する情報収集・集積方法】

さいたま商工会議所では、小規模企業施策の浸透や地域情報の収集を目的に商工振興委員66名を委嘱し、当所の各支所担当者と連携を密にしている。災害発生時には、管内の被災状況等について商工振興委員を通じて広範囲な状況把握が可能となる。また、被害状況に関する情報は、さいたま商工会議所の経営指導員が訪問又は電話・FAX等の手段により商工振興委員や会員企業から情報収集する。

<被害状況の確認項目>

項目	内容
企業（事業所）名	被害を受けた事業所の名称
代表者、所在地	被害を受けた事業所の代表者、所在地
連絡相手、連絡方法	被害を受けた事業所の連絡相手、連絡方法
業種	製造業、建設業、商業、サービス業、専門サービス業
被害状況	建物、機械設備、製品等の（全・半壊・一部、床上下浸水）
被害額（千円）	建物、機械設備、製品等、その他
感染症	種類や感染状況

<被害額の算定基準>

被害額の算定方法は、さいたま商工会議所の議員・役員（約150名）や商工振興委員（66名）等を調査対象企業とし、地区内の被害規模を推定する方式で算定するものとし、今後検討して決定する。

<4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者への支援施策（国・県・市等）について情報収集を行い、域内小規模事業者等へ周知する。また、既存制度でも災害時に使えるものは確認する。
- ・国や埼玉県、日本商工会議所の動向を確認しながら、さいたま市と調整のうえ特別相談窓口の設置を検討し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・感染症については、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口開設による支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地域の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの派遣（応援）等を埼玉県に相談する。

※1 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

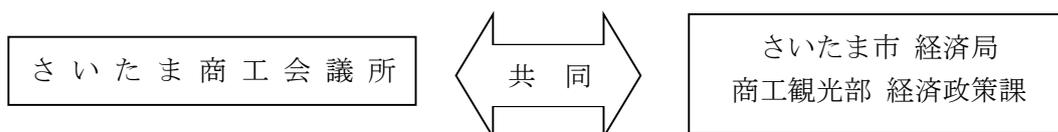
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

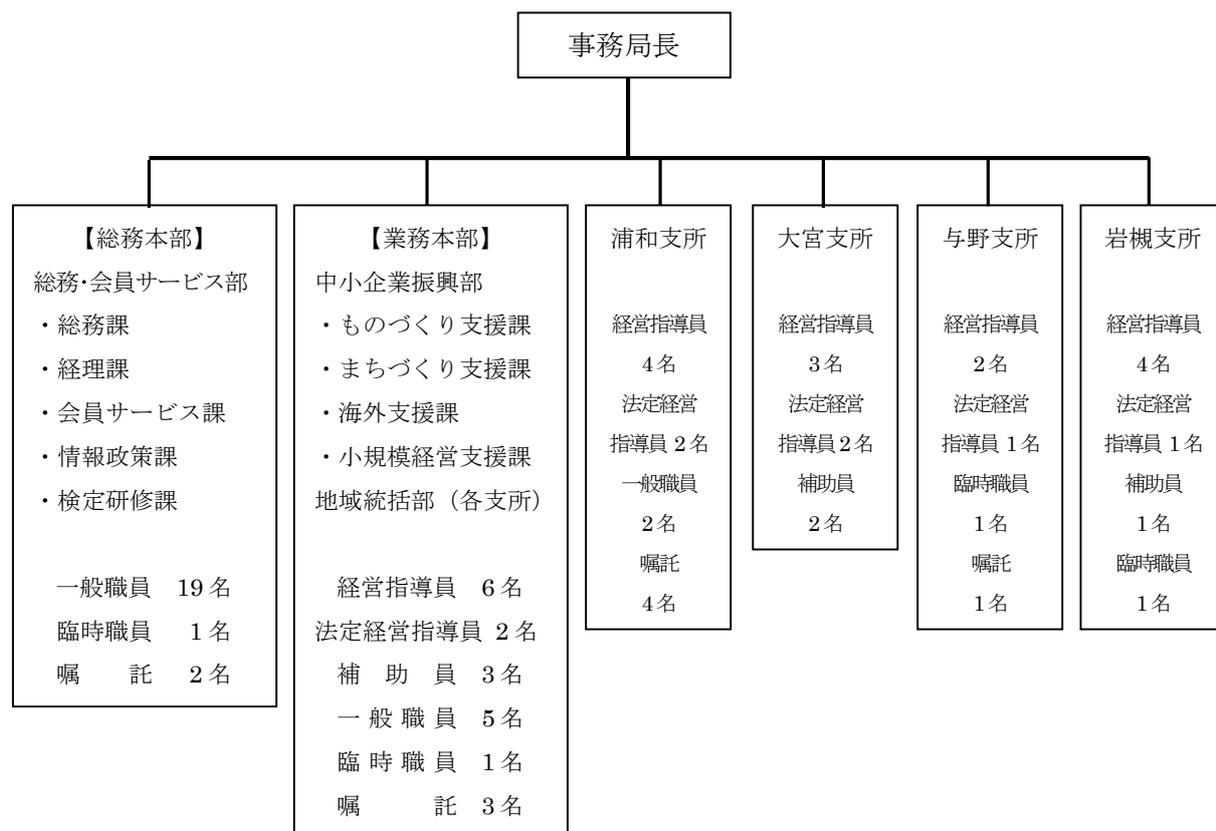
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年2月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



【さいたま商工会議所】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：小林 敦、小島 康太郎
連絡先：さいたま商工会議所【業務本部】 TEL:048-641-0084

経営指導員：小池 健一、水戸 康二
連絡先：さいたま商工会議所 浦和支所 TEL:048-838-7701

経営指導員：増田 直生、荒井 愛子
連絡先：さいたま商工会議所 大宮支所 TEL:048-646-4141

経営指導員：田宮 進
連絡先：さいたま商工会議所 与野支所 TEL:048-855-8011

経営指導員：藏山 敦史
連絡先：さいたま商工会議所 岩槻支所 TEL:048-756-1445

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①さいたま商工会議所

さいたま商工会議所 中小企業振興部 小規模経営支援課
〒330-9626 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番5号 ソニックシティビル8階
TEL：048-641-0084 / FAX：048-643-270
E-mail：syoukibosien@saitamacci.or.jp

②さいたま市

さいたま市 経済局 商工観光部 経済政策課
〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL：048-829-1363 / FAX：048-829-1944
E-mail：keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
・セミナー、勉強会等開催費	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・小冊子、ホームページ、 チラシ等制作費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
さいたま商工会議所の自主財源及び市、県の補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等